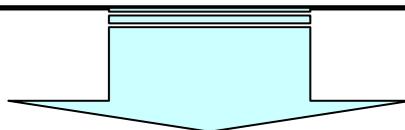


## 平成17年度における認証要綱改正検討の方向性について(案)

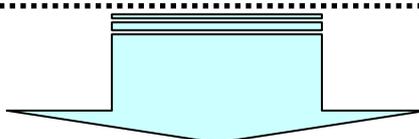
## 1 委員会において課題となっていた事項

- ・当該評価機関が100%出資している子会社において福祉サービスを提供している場合に、当該評価機関が「福祉サービスを提供していない」こととしていることについて、第三者性の確保という観点から問題はないのか。
- ・認証取消や認証辞退した評価機関と明らかに同一と見なされる別法人が、評価機関としての新規認証申請をした場合に、通常の新規認証法人と同一の基準で審査を行なうと、認証取消や認証辞退の規定の本来の趣旨が骨抜きにされるのではないか。
- ・評価機関への措置の方法が、指定取り消ししかないため、本制度信頼性確保のためには、事案の軽重に即した機動的な措置の方法が必要ではないか。



## 2 検討において考慮すべき課題点

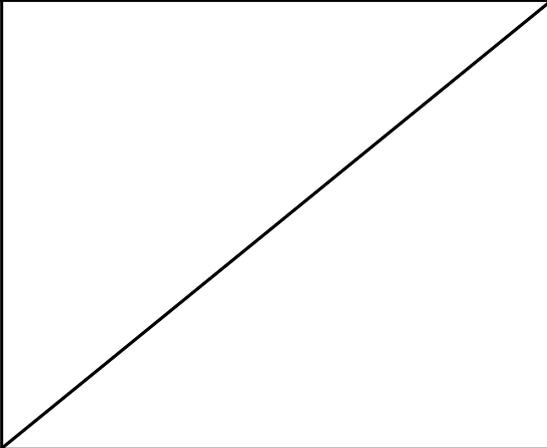
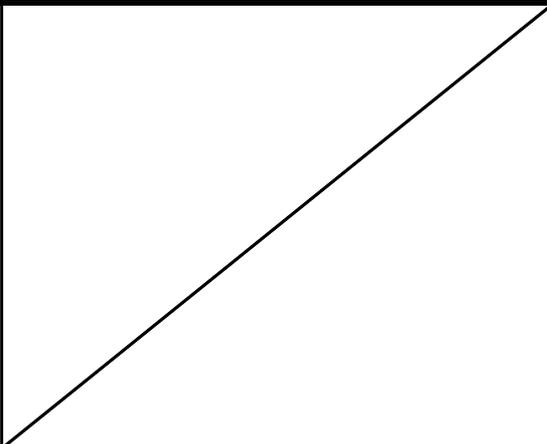
- ・出資のみに着目すると、特定非営利活動法人などについては適用できない規定となる。
- ・実質的に同一法人とみなす基準をあまり広範に規定すると、資料提出の負担や審議の範囲が限りなく拡大していく。



## 3 改正の方向性

- ・介護保険法の改正等を参考にしながら、当該法人の体制等に注目する方法で、できる限り実体に則した審査が可能となる基準としていくべき。
- ・介護保険法の改正等を参考にしながら、指定取り消しに至るまでに採り得る手段を規定していくべき。
- ・規定は、一部の法人形態に限定するのではなく、すべての法人形態にできる限り公平に適用できるものとしていくべき。
- ・規定の範囲が評価機関や審議に過重な負担とならないように配慮すべき。

# 認証要綱改正の課題整理

課題番号	現状の課題	改正にあたり考慮すべき問題点	改正の方向性
1	<p>評価機関が100%出資している子会社において福祉サービスを提供している場合に、当該評価機関が「福祉サービスを提供していない」としている場合に、第三者性の確保という観点から問題はないのか。</p>	<p>1 関係会社の定義づけについて            (1)どこまでを関係会社と解すべきか。            (2)様々な法人形態(株式会社・NPO・財団・社団等)に一律の規制を敷くことは可能か。(例、出資の関係等で考慮すると、そもそも資本関係を持たないNPO等には適用できない。)            2 実態の調査方法について            関連会社の形態が複雑多岐にわたる現状を考慮すると、関連会社を全て調査することは非常に困難である。</p>	<p>左記の1, 2を踏まえ検討すると、現実には、関連会社の福祉サービス提供についての調査は不可能である。また、一部の法人形態のみを対象とする規定は、制度全体の公平性を失うものであるため、今回の改正は見送る。</p>
2	<p>認証取消や認証辞退した評価機関と明らかに同一とみなされる別法人が、評価機関としての新規認証申請をした場合に、通常の新規認証法人と同一の基準で審査を行った場合、認証取消や認証辞退の規定の本来的な趣旨が骨抜きにされるのではないか。</p>		<p>法人に対し強い影響力を持つ役員に着目し、要綱第2条第3号該当により認証取消・認証辞退を適用された法人(要綱第2条第3号に定められた一定の期間の経過を得ない場合)に所属していた役員を一人でも含む法人については、認証の要件を欠くものとする旨の規定を加える。(参考:改正介護保険法第70条第2項第10号)</p>
3	<p>評価機関への措置の方法が認証取消しかないため、事案の軽重に即した機動的な措置の方法が必要ではないか。</p>		<p>介護保険法の一部改正(平成17年6月成立)により、介護事業者に対する指導監査について、業務運営の勧告、命令が追加されたことを参考に、従来の認証取消に加え、「指導、業務改善勧告等」を課すことができる旨の規定を設ける。(参考:改正介護保険法第76条の2及び第77条)</p>